様式第１号の２（第６条関係）

設備投資支援事業補助金 誓約書

　　令和 　　年　　月　　日

　丹波市長　　林　　時彦　様

申請者　 〒669-

・事業所在地　　　　　　　　　　 丹波市

・本社所在地（個人事業主の場合、自宅住所）

・事業所名称（商号・屋号）

・役職および代表者氏名　 　　 　　　　　㊞

法人の場合は法人印、個人事業主の場合は個人印を押印ください。

丹波市設備投資支援事業補助金の交付申請にあたり、下記「誓約事項」に該当することを誓約します。

　なお、万が一、本誓約事項に虚偽・違反等が発覚した場合、又は、丹波市補助金等交付規則第15条第１項各号の規定に該当すると認めた場合は、同規則第15条第2項に規定する補助金交付決定の取消し、又は、補助金が既に交付されている場合は、同規則第16条の規定による補助金を返還し、その際丹波市が行う処分等に対して一切の異議や苦情を申し立てないことに同意します。

記

1. 誓約事項

（１）丹波市暴力団排除条例(平成23年丹波市条例第53号)第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員ではないこと。

（２）本補助金交付決定前に事業着手（発注、契約等）していないこと。

（３）補助事業は専門業者に発注し、個人間または法人間売買によるものではないこと。

（４）補助事業実施主体と同一の代表者への発注によるものではないこと。

（５）補助事業により導入する設備は、必ず専らの業務に使用し、当該補助事業完了後３年以内に財産処分（目的外使用、貸付又は処分等）を行わないこと。

（６）合理化設備の導入事業において、取得時期に応じて丹波市税務課へ補助対象設備の固定資産税償却資産申告を行うこと。ただし、無形固定資産であるソフトウエアにあたるものは除く。

（７）店舗等の新築及び改装、福利厚生施設の新築及び改装、また合理化設備導入事業において、事業完了後の現地確認及び設備稼働状況確認の際は協力的に対応すること。

（８）丹波市が本補助事業に調査を必要と判断した事項・内容について、情報開示・情報提供及び調査協力することに承諾すること。

２．丹波市補助金等交付規則第15条第１項に該当する事項

（１）補助金等を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。

（２）補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）補助事業等を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。

（４）補助事業等に関して詐欺その他不正行為を行ったとき。

（５）丹波市暴力団排除条例(平成23年丹波市条例第53号)第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員であったとき。

（６）兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号で規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者であったとき。

（７）補助事業等の全部又は一部を前2号に該当する者との契約により実施したとき。

（８）その他 この規則に違反したとき。